

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和5年1月26日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>情報提供ネットワークシステム、中間サーバーコネクタ等の各システムとデータの受渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ※セキュリティの観点から、特定個人情報の照会と提供の際には個人番号を利用せず符号を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる識別子「符号」と情報保有期間内で固有の宛名番号に紐付けて、その情報を保管及び管理する。 2 情報照会・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関が保有する特定個人情報の情報照会を行う。 情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関から情報照会を受け、当該特定個人情報の提供を行う。 3 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供に係る記録の管理を行う。 4 副本管理機能 情報提供データベース(副本)の更新及び管理を行う。 5 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証情報及び権限情報の登録、更新及び削除を行う。 6 セキュリティ管理機能 暗号化、復号、鍵管理等のセキュリティ管理を行う。 7 システム管理機能 事業統計情報の集計及び集計結果ファイルの出力を行う。 稼動監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム))
システム4	
①システムの名称	中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 宛名番号付番機能 各個別システムで使用している宛名番号を統一的に管理するために、団体内で一意に個人を特定するための宛名番号(統合宛名番号)の付番を行う。 2 宛名情報等管理機能 中間サーバーコネクタにおいて宛名情報を統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーと連携を行うため、中間サーバーにおける符号と一意に個人を特定する番号(統合宛名番号)で、紐付けを行う。 4 既存システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号及び統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (健康管理システム)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく接種対象者(過去の接種者を含む。)
その必要性	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事業の実施に当たり、接種対象者の適正な管理を目的とし、その達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人番号、その他識別情報 接種対象者を正確に把握するために保有する。 ○ 4情報、連絡先 接種対象者等に対し、正確に郵送物を発送するために保有する。 ○ 公金受取口座情報 支給先の口座情報を把握するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年7月15日
⑥事務担当部署	市民健康部健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)							
③使用目的 ※		予防接種事業の対象者を適正に管理するため							
④使用の主体	使用部署	市民健康部健康づくり課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<input type="checkbox"/> 生年月日、性別、接種履歴等により対象者の条件を設定し、対象者データの抽出を行う。 <input type="checkbox"/> 接種結果の登録を行う。 <input type="checkbox"/> 接種履歴に基づき、接種勧奨対象者の抽出を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。							
情報の突合		内部番号(宛名番号)、氏名、生年月日、性別により突合し、本人確認を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。							
⑥使用開始日		平成28年11月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	健康管理システム運用保守業務委託	
①委託内容	健康管理システム運用保守業務委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)ワイイーシーソリューションズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・受注者は、本件業務を、発注者の許諾を得た場合に限り第三者に再委託できるものとする。 ・受注者は、発注者の許諾を得て第三者に本件業務を再委託する場合においても、当該第三者に対し同様の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき、発注者に対し当該第三者と連帯して責めを負うものとする。 再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 ・再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ・再委託する作業内容を明記していること。 ・再委託先において、個人情報等を取り扱う場合、原契約に定める情報セキュリティ及び個人情報の取り扱いを遵守させること。
	⑥再委託事項	健康管理システムに関する技術的問合せ
委託事項2～5		
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2 ○ 番号法第19条第15号
②提供先における用途	定期予防接種の接種歴の照会 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	定期予防接種の接種日、ワクチン種別、ワクチン名 市町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種事業対象者(乳幼児及び高齢者) 「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ(新型コロナウイルスワクチン接種)
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	照会を受けた都度 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>※特定個人情報はシステム内でのみ保管し、帳票での特定個人情報の保管は無し</p> <p>○ 対象者管理のために必要となる特定個人情報は、磁気ディスクに保存し、厚木市健康管理システムサーバーで管理する。また、厚木市健康管理システムサーバーは、24時間入退室監視・免震構造のデータセンターに設置する。</p> <p>○ 保有する必要がなくなった特定個人情報又は保存期間が経過した特定個人情報は、厚木市健康管理システムサーバーから消去する。</p> <p>《ワクチン接種記録システムにおける追加措置》</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) <ul style="list-style-type: none"> 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) <ul style="list-style-type: none"> 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。
7. 備考	
<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。</p> <p>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</p> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。</p>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

①個人

宛名番号,氏名,カナ氏名,清音カナ氏名,生年月日,性別,世帯番号,世帯員番号,続柄,世帯主番号,世帯主氏名,世帯主カナ氏名,世帯主清音カナ氏名,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,郵便番号,住所1,住所2,前住地郵便番号,前住地住所1,前住地住所2,転出先郵便番号,転出先住所1,転出先住所2,住民となった事由,住民となった日,住民となった届出日,住民でなくなった事由,住民でなくなった日,住民でなくなった届出日,増減異動事由,増減異動日,増減異動届出日,住民区分,住民票コード,転出先区分,本籍地郵便番号,本籍地住所1,本籍地住所2,本籍地都道府県コード,本籍地市町村コード,本籍地大字コード,本籍地小字コード,本籍地番地コード,筆頭者名,住所を定めた事由,住所を定めた日,住所を定めた届出日,第30条45規定区分,在留カード等番号,国籍地域,在留資格,在留期間年,在留期間月,在留期間日,在留終了年月日,外国人通称名,外国人アルファベット氏名,外国人漢字併記氏名,外国人氏名カタカナ表記,旧氏名,旧カナ氏名,旧清音カナ氏名,旧郵便番号,旧住所1,旧住所2,個人番号,医療番号,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

②BCG

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

③ツベルクリン

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,発赤長径(長),発赤長径(短),反応,判定,済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

④ポリオ

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑤三種混合

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,二混,自然罹患(百日咳),自然罹患(破傷風),自然罹患(ジフテリア),済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑥四種混合

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,二混,自然罹患(百日咳),自然罹患(破傷風),自然罹患(ジフテリア),済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑦二種混合

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,自然罹患(破傷風),自然罹患(ジフテリア),済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑧日本脳炎

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑨MR混合

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,自然罹患(麻疹),自然罹患(風疹),済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑩麻疹

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,自然罹患(麻疹),済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑪風疹

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,自然罹患(風疹),済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑫HPV

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑬Hib

宛名番号,区分,回数,実施日,接種開始時期,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑭肺炎球菌

宛名番号,区分,回数,実施日,接種開始時期,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑮水痘

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,自然罹患(水痘),済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑯インフルエンザ

宛名番号,実施日,接種区分,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,済証発行日,済証発行理由,接種後状況,実費徴収,障害者手帳,診断書,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑰成人用肺炎球菌

宛名番号,区分,回数,実施日,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑱ロタ

宛名番号,区分,回数,実施日,接種開始時期,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名,LotNo.,有効期限,接種量,済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号,公金受取口座情報

⑲新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

個人番号,宛名番号,自治体コード,接種券番号,属性情報(氏名,生年月日,性別),接種状況(実施/未実施),接種回(1回目/2回目/3回目/4回目),接種日,ワクチンメーカー,ロット番号,ワクチン種類(※),製品名(※),旅券関係情報(旧姓・別姓,別名,ローマ字氏名,国籍,旅券番号)(※),証明書ID(※),証明書発行年月日(※),公金受取口座情報

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 予防接種の予診票（問診票）においては個人番号の記載欄を設けない。また、予防接種実施委託機関に対し、個人番号を収集しないよう指導する。</p> <p>2. 厚木市健康管理システムは、専用端末にて運用し、他の業務システムとは物理的に切り離れた環境で利用する。</p> <p>3. 厚木市健康管理システムの利用に当たっては、職員毎にアクセス権限を設定し、利用できる業務を限定する。また、外部記録媒体を利用できる職員及び端末を制限し、データの入出力経路を限定する。</p> <p>《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置》</p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・システム利用ユーザー（職員）を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</p> <p>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	

- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。
(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)
 - ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
 - ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
 - ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
 - ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
 - ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
 - ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
- (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)
- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
 - ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
 - ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
 - ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
 - ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
 - ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1.厚木市健康管理システムは、専用端末にて運用し、他の業務システムとは物理的に切り離れた環境で利用する。</p> <p>2.厚木市健康管理システムは、特定個人情報を扱う業務から、特定個人情報を扱わない業務へのアクセスに制限を行う機能を有する。</p> <p>3.厚木市健康管理システムは、職員毎にアクセス権限を設定し、利用できる業務を限定する機能を有する。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>厚木市健康管理システム専用端末を配置し、Windowsログイン時には2要素認証を行う。また、Windowsログイン後、職員毎に割り当てたユーザーIDとパスワードでシステムログインの認証を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。
その他の措置の内容	<p>厚木市健康管理システムサーバーにおいて、操作ログを取得する。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 特定個人情報を第三者に提供することが認められないこと。 利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 必要に応じて、委託先の視察及び監査を行うことができること。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 特定個人情報の提供ルール/消去ルール 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>厚木市健康管理システムサーバーは、24時間入退室監視・免震構造のデータセンターに設置し、当該サーバーにて特定個人情報を保管する。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>厚木市健康管理システムを利用する職員については、「厚木市社会保障・税番号制度を適正に運用するための指針」に従い特定個人情報を取り扱うよう指導を徹底する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	

10. その他のリスク対策

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	厚木市 市民健康部 健康づくり課 予防接種係 厚木市 市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 住 所: 〒243-0018 厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2203、2980
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年12月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 大貫 美香	健康づくり課長 渡辺 賢子	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務部文書法制課情報公関係 243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 電話 046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公関係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	市民健康部健康づくり課	厚木市 市民健康部 健康づくり課 母子保健係、成人保健係 住 所: 〒243-0018厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2597、2201	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法に基づき、予防接種の実施、給付(健康被害救済措置)の実施、実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ○ 接種対象者の管理 ○ 接種(予診のみ含む)記録の登録及び閲覧	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、給付(健康被害救済措置)の実施、実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ○ 予防接種の対象者の管理 ○ 接種記録の登録及び閲覧	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年2月16日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	○ 既存住民基本台帳システム ○ 宛名システム等	○ 既存住民基本台帳システム ○ 宛名システム等 ○ その他(中間サーバーコネクタ、中間サーバー)	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	○ 既存住民基本台帳システム	○ 既存住民基本台帳システム ○ その他(中間サーバーコネクタ、中間サーバー、健康管理システム)	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称		中間サーバー	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。

<p>令和3年2月16日</p>	<p>I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能</p>		<p>情報提供ネットワークシステム、中間サーバーコネクタ等の各システムとデータの受渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ※セキュリティの観点から、特定個人情報の照会と提供の際には個人番号を利用せず符号を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる識別子「符号」と情報保有期間内で固有の宛名番号に紐付けて、その情報を保管及び管理する。</p> <p>2 情報照会・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関が保有する特定個人情報の情報照会を行う。 情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関から情報照会を受け、当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>3 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供に係る記録の管理を行う。</p> <p>4 副本管理機能 情報提供データベース(副本)の更新及び管理を行う。</p> <p>5 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証情報及び権限情報の登録、更新及び削除を行う。</p> <p>6 セキュリティ管理機能 暗号化、復号、鍵管理等のセキュリティ管理を行う。</p> <p>7 システム管理機能 事業統計情報の集計及び集計結果ファイルの出力を行う。 稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。</p>
------------------	---	--	---	-----------	----------------------------------

令和3年2月16日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続		○ 情報提供ネットワークシステム ○ その他(中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム))	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称		中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能		1 宛名番号付番機能 各個別システムで使用している宛名番号を統一的に管理するために、団体内で一意に個人を特定するための宛名番号(統合宛名番号)の付番を行う。 2 宛名情報等管理機能 中間サーバーコネクタにおいて宛名情報を統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバと連携を行うため、中間サーバーにおける符号と一意に個人を特定する番号(統合宛名番号)で、紐付けを行う。 4 既存システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号及び統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続		○ 情報提供ネットワークシステム ○ 住民基本台帳ネットワークシステム ○ 既存住民基本台帳システム ○ 宛名システム等 ○ 税務システム ○ その他(健康管理システム)	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 基本情報 4 個人番号の利用 法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条及び第67条の2	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更

令和3年2月16日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2及び18の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年2月16日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 渡辺 賢子	健康づくり課長	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ③対象となる本人の範囲	予防接種法に基づく接種対象者(過去の接種者を含む。) 予防接種法に基づく予防接種事業の実施に当たり、接種対象者の適正な管理を目的とし、その達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく接種対象者(過去の接種者を含む。) 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事業の実施に当たり、接種対象者の適正な管理を目的とし、その達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する。	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	○ 生年月日、性別、接種履歴等により対象者の条件を設定し、接種対象者の抽出を行う。 ○ 接種履歴に基づき、接種勧奨対象者の抽出を行う。	○ 生年月日、性別、接種履歴等により対象者の条件を設定し、対象者データの抽出を行う。 ○ 接種結果の登録を行う。 ○ 接種履歴に基づき、接種勧奨対象者の抽出を行う。	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。

<p>令和3年2月16日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	<p>委託しない</p>	<p>委託する 1件 ①健康管理システム運用保守業務委託 ②10人未満 ③(株)ワイイーシーソリューションズ ④再委託する ⑤業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・受注者は、本件業務を、発注者の許諾を得た場合に限り第三者に再委託できるものとする。 ・受注者は、発注者の許諾を得て第三者に本件業務を再委託する場合においても、当該第三者に対し同様の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき、発注者に対し当該第三者と連帯して責めを負うものとする。</p> <p>再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 ・再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ・再委託する作業内容を明記していること。 ・再委託先において、個人情報等を取り扱う場合、原契約に定める情報セキュリティ及び個人情報の取り扱いを遵守させること。 ⑥健康管理システムに関する技術的問合せ</p>	<p>事後</p>	<p>記載漏れ</p>
<p>令和3年2月16日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報ファイルの提供・移転</p>	<p>行っていない</p>	<p>提供を行っている（1件） 提供先1 市区町村長 ①《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年総務省令第7号）第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2 ②定期予防接種の接種歴の照会 ③定期予防接種の接種日、ワクチン種別、ワクチン名 ④10万人以上100万人未満 ⑤予防接種事業対象者（乳幼児及び高齢者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けた都度</p>	<p>事後</p>	<p>記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。</p>

令和3年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報ファイルの保管・消去 保管場所	○ 特定個人情報は、磁気ディスクに保存し、厚木市健康管理システムサーバーで管理する。また、厚木市健康管理システムサーバーは、24時間入退室監視・免震構造のデータセンターに設置する。 ○ 保有する必要がなくなった特定個人情報又は保存期間が経過した特定個人情報は、厚木市健康管理システムサーバーから消去する。	※特定個人情報はシステム内でのみ保管し、帳票での特定個人情報の保管は無し ○ 対象者管理のために必要となる特定個人情報は、磁気ディスクに保存し、厚木市健康管理システムサーバーで管理する。また、厚木市健康管理システムサーバーは、24時間入退室監視・免震構造のデータセンターに設置する。 ○ 保有する必要がなくなった特定個人情報又は保存期間が経過した特定個人情報は、厚木市健康管理システムサーバーから消去する。	事後	記載漏れ
令和3年2月16日	III リスク対策 2 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに関する措置		システム利用ユーザー(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更該当しない。
令和3年2月16日	III リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 定めている ・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること ・特定個人情報を当社以外に提供することが認められないこと ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと ・必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること 十分に行っている ・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。 十分である	事後	記載漏れ
令和3年2月16日	III リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手) 接続しない(提供)	接続しない(入手)	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更該当しない。

<p>令和3年2月16日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>		<p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	<p>事後</p>	<p>記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。</p>
<p>令和3年2月16日</p>	<p>Ⅲリスク対策 8 監査 実施の有無</p>	<p>自己点検の実施のみ</p>	<p>内部監査の実施を追加</p>	<p>事後</p>	<p>監査の実施状況を更新するものであり、重要な変更には該当しない。</p>

令和3年2月16日	<p>Ⅲ リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策</p>		<p>十分である</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	<p>Ⅳ 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先</p>	<p>厚木市 総務部 行政総務課 情報公関係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287</p>	<p>厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287</p>	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	<p>V 評価実施手続き 1 基礎項目評価</p>	平成28年7月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。

令和3年2月16日	(別添1)ファイル記載項目		<p>⑱ロタ 宛名番号,区分,回数,実施日,接種開始時期,健診機関,診察医師,接種医師,製造社,ワクチン名, Lot No.,有効期限,接種量,済証発行日,済証発行理由,接種後状況,備考,他市町村で実施,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号</p>	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年7月12日	I 基本情報		<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年7月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託		<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を 提供するために特定個人情報を使用する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う) <委託の有無> 委託する、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等、0人以上50人未満、株式会社ミラボ、再委託しない</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

令和3年7月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転		提供を行っている。／提供先 市区町村長／法令上の根拠 番号法第19条第15号／提供先における用途 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務／提供する情報 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)／提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満／提供する情報の対象となる本人の範囲 「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ／提供方法 ワクチン接種記録システム(VRS)／時期・頻度 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年7月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去		保管場所 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年7月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 7.備考		備考 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

令和3年7月12日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年7月12日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手		<p>リスクに対する措置の内容 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転入者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

<p>令和3年7月12日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用</p>		<p><リスクに対する措置の内容> <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 <ユーザ認証の管理>行っている。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
------------------	--------------------------------	--	--	-----------	---

令和3年7月12日			<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを ワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
令和3年7月12日	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>		<p>その他の措置の内容 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>

<p>令和3年7月12日</p>	<p>Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p>		<p>その他の内容 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する 場面に限定している。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
------------------	---	--	--	-----------	---

<p>令和3年7月12日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去</p>		<p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
------------------	-----------------------------------	--	---	-----------	---

令和3年7月12日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 0. その他のリスク対策		<p>具体的な方法] <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、 第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年7月12日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項</p> <p>《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項</p>	<p>《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項</p> <p>《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項</p>	事後	番号法の改正に伴う第19条4号以降の号ズレに係る修正
令和3年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠	<p>《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2 ○ 番号法第19条第15号</p>	<p>《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2 ○ 番号法第19条第15号</p>	事後	番号法の改正に伴う第19条4号以降の号ズレに係る修正
令和3年9月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追記)	・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には該当しない。

令和3年9月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	(追記)	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には該当しない。
令和3年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(追記)	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には該当しない。
令和3年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	(追記)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には該当しない。
令和3年9月15日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	(追記)	③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には該当しない。
令和3年9月15日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には該当しない。
令和3年9月15日	VI 開示請求・問合せ 2. 特定個人情報保護ファイルの取扱いに関する問合せ	(追記)	厚木市 市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には該当しない。

令和3年12月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(追記)	6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年12月24日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ①法令上の根拠	○番号法上第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ○番号法第19条第5号(委託先への提供)	○番号法上第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ○番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手元	(追記)	入手元に 本人又は本人の代理人を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(追記)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	(削除)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

令和3年12月24日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項</p>	(追記)	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
令和3年12月24日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
令和3年12月24日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	(追記)	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>

<p>令和3年12月24日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容</p>	<p>《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置》 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象のため。</p>
-------------------	---	--	--	-----------	---

			<p>(続き)</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付申請者からの個人番号の入手</p> <p>接種者について、新型コロナウイルス感染症予 防接種証明書の交付のために個人番号を入手 するのは、接種者から接種証明書の交付申請が あった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基 づき、本人確認書類を確認することで、対象者以 外の情報の入手を防止する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能)</p> <p>交付申請には、個人番号カードのICチップ読 み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要 素認証を必須とすることで、対象者以外の情報 の入手を防止する。</p>		
--	--	--	--	--	--

<p>令和3年12月24日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>（追記）</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象のため。</p>
-------------------	--	-------------	---	-----------	---

<p>令和3年12月24日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。</p>	<p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
-------------------	--	--	--	-----------	---

<p>令和3年12月24日</p>	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
<p>令和3年12月24日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>(追記)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・ 電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・ 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>

令和3年12月24日	Ⅲリスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年12月24日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和3年12月24日	V 評価実施手続き 1 基礎項目評価 ①実施日	令和3年2月1日時点	令和3年12月20日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(追記)	7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

令和4年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	(追記)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

<p>令和4年7月7日</p>	<p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>⑨新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓、別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)、 ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p>⑨新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓、別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)、 ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
-----------------	-----------------------------	---	---	-----------	---

<p>令和4年7月7日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容</p>	<p>《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置》 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置》 ② 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象のため。</p>
-----------------	---	--	---	-----------	---

<p>令和4年7月7日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容</p>	<p>（追記）</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象のため。</p>
-----------------	---	-------------	---	-----------	---

<p>令和4年7月7日</p>	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 各市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 各市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
<p>令和4年7月7日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>(追記)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・ 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・ キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>

令和4年7月7日	IV 開示請求、問合せ 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	厚木市 市民健康部 健康づくり課 母子保健係、成人保健係 厚木市 市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 住 所: 〒243-0018 厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2597、2201	厚木市 市民健康部 健康づくり課 予防接種係 厚木市 市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 住 所: 〒243-0018 厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2203、2980	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和5年1月26日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ② システムの機能	追記	②-8 情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座情報を取得する機能	事前	公金受取口座情報を利用した給付手続を行うため、情報連携を開始する前までに特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、その内容を公表する必要があるため。
令和5年1月26日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③ 他のシステムとの接続		「情報提供ネットワークシステム」に○	事前	公金受取口座情報を利用した給付手続を行うため、情報連携を開始する前までに特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、その内容を公表する必要があるため。
令和5年1月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目		「主な記録項目」の「その他」に○。()内に「公金受取口座情報」を記載。	事前	公金受取口座情報を利用した給付手続を行うため、情報連携を開始する前までに特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、その内容を公表する必要があるため。
令和5年1月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目		「その妥当性」 ○公金受取口座情報 支給先の口座情報を把握するために保有する。	事前	公金受取口座情報を利用した給付手続を行うため、情報連携を開始する前までに特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、その内容を公表する必要があるため。
令和5年1月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元		(○)「行政機関・独立行政法人」(デジタル庁)	事前	公金受取口座情報を利用した給付手続を行うため、情報連携を開始する前までに特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、その内容を公表する必要があるため。

令和5年1月26日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3 特定個人情報の入手・使用</p> <p>①入手方法</p>		(○)「情報提供ネットワーク」	事前	<p>公金受取口座情報を利用した給付手続を行うため、情報連携を開始する前までに特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、その内容を公表する必要があるため。</p>
令和5年1月26日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>		各項目末尾に /公金受取口座情報 を記載	事前	<p>公金受取口座情報を利用した給付手続を行うため、情報連携を開始する前までに特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、その内容を公表する必要があるため。</p>
令和5年1月26日	<p>III リスク対策</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>(6)宛名管理ファイル</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p>		「接続しない(入手)」の選択を外す。	事前	<p>公金受取口座情報を利用することによる修正</p>
令和5年1月26日	<p>III リスク対策</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>(6)宛名管理ファイル</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1:目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>		<p>「<団体内統合宛名システムにおける措置>」の項目を追加</p> <p>「<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>」の項目を追加</p>	事前	<p>公金受取口座情報を利用することによる修正</p>

令和5年1月26日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (6)宛名管理ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か		「1 特に力を入れている」を選択	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
-----------	---	--	------------------	----	----------------------